

平成24年度 第1回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成24年11月8日（木）

午後2時～午後3時10分

場 所：大阪府中央区大手前二丁目1番7号

大阪赤十字会館3階 301号室

議 題

【審議案件】

議第337号「北部大阪都市計画道路の変更」について

議第338号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第339号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第340号「東部大阪都市計画用途地域の変更」について

議第341号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第342号「北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第6回）及び事業計画の変更（第5回）に対する意見書」について

【報告案件】

大阪都市計画区域マスタープランの改定について

平成24年度 第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	岡田 憲夫	熊本大学教授	出	会長
2		小林 潔司	京都大学教授	欠	会長代理
3		松室 猛	地方行政研究会会長	出	
4		児島 亜紀子	大阪府立大学教授	出	
5		溝畑 朗	大阪府立大学教授	出	
6		嘉名 光市	大阪市立大学准教授	欠	
7		荻田 緋佐子	大阪商工会議所女性会参与兼常任委員	出	
8		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	欠	
9		赤津 加奈美	弁護士	出	
10		井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出	
11		増田 昇	大阪府立大学教授	出	
12		松村 暢彦	大阪大学准教授	欠	
13	関係行政機関 の 職 員	小栗 邦夫	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 佐藤 吉信
14		小林 利典	近畿経済産業局長	出	代理:地域開発室長 滝谷 晶彰
15		谷本 光司	近畿地方整備局長	出	代理:事業調整官 藤村 正純
16		大黒 伊勢夫	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 加納 陽之助
17		坂口 正芳	大阪府警察本部長	欠	
18	府議会議員	久谷 眞敬	府議会議員(維新)	出	
19		奥野 康俊	府議会議員(維新)	出	
20		宮本 一孝	府議会議員(維新)	出	
21		奥田 康司	府議会議員(維新)	出	
22		三浦 寿子	府議会議員(公明)	出	
23		杉本 武	府議会議員(公明)	欠	
24		北川 法夫	府議会議員(自民)	出	
25		柴谷 匡哉	府議会議員(民主)	出	
26	市町村の長を 代表する者	向井 通彦	大阪府市長会会長(泉南市長)	出	
27		松本 昌親	大阪府町村長会会長職務代理者	欠	
28	市町村議会の 議長を代表 する者	大久保 学	大阪府市議会議長会会長	欠	
29		福岡 邦彬	大阪府町村議会議長会会長	出	
30	大阪市長及び 大阪市長	橋下 徹	大阪市長	出	代理:副市長 田中 清剛
31		辻 淳子	大阪市長	出	

※ 委員31名中23名出席

平成24年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時委員・専門委員名簿

■ 臨時委員

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	田尻町長	原 明美	議第341号	出

■ 専門委員

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	独立行政法人都市再生機構西日本支社 ニュータウン業務部部長	瀬渡 比呂志	議第342号	出

平成24年度 第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	村上 毅	出	
2	都市整備部技監	田中 義宏	欠	
3	都市整備部次長	田中 哲哉	欠	
4	都市整備総務課長	石木 慎一	欠	
5	事業管理室長	芝池 利尚	出	
6	総合計画課長	川上 隆	出	臨時幹事:総合計画課参事 山田 俊英 臨時幹事:総合計画課参事 山城 徹也
7	市街地整備課長	磯崎 弘治	出	
8	交通道路室長	中根 慎治	※	臨時幹事:道路整備課参事 森岡 武一
9	河川室長	辰谷 義明	※	臨時幹事:河川整備課課長補佐 美馬 一浩
10	下水道室長	大屋 弘一	欠	
11	公園課長	山口 耕市	※	臨時幹事:公園課課長補佐 中谷 善信
12	港湾局長	井上 博睦	欠	
13	住宅まちづくり部長	佐野 裕俊	出	
14	住宅まちづくり部技監	横小路 敏弘	欠	
15	住宅まちづくり部理事	竹内 廣行	出	
16	住宅まちづくり部次長	岡本 富士男	欠	
17	居住企画課長	越智 正一	※	臨時幹事:居住企画課参事 中杉 重登
18	建築指導室長	田村 卓司	出	
19	住宅経営室長	岩田 恵二	欠	
20	危機管理室長	吉村 庄平	※	臨時幹事:危機管理課課長補佐 看舎 邦亮
21	企画室長	酒井 隆行	※	臨時幹事:企画室参事 三条 健二
22	市町村課長	堀井 善久	※	臨時幹事:市町村課副主査 田辺 寛
23	福祉総務課長	古川 美信	※	臨時幹事:福祉総務課副主査 山下 雄也
24	健康医療総務課長	柴田 明彦	欠	
25	環境衛生課長	桐山 晴光	欠	
26	商工労働総務課長	村上 和也	欠	
27	みどり・都市環境室長	西山 潤二	※	臨時幹事:みどり・都市環境室参事 波田 智行
28	循環型社会推進室長	矢追 武	欠	
29	環境管理室長	谷口 靖彦	欠	
30	農政室長	北宅 久友	※	臨時幹事:農政室整備課長補佐 丹後 晋哉
31	教育総務企画課長	見浪 陽一	欠	
32	施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 羽柴 章司
33	文化財保護課長	荒井 大作	※	臨時幹事:文化財保護課副主査 岡田 賢
34	府警本部交通規制課長	今井 康雄	出	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

平成24年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	島本町総合政策部長	島田 政弘	議第337号	出
2	四條畷市まちづくり部長	吐田 昭治郎	議第338号	出
3	四條畷市まちづくり部都市計画課長	山本 良弘		出
4	枚方市理事	脇田 隆男	議第339号及び議第340号	出
5	田尻町事業部長	田伏 泰久	議第341号	出
6	田尻町事業部都市政策課長	寺島 潔		出

目 次

1	開会.....	1
2	議第337号 「北部大阪都市計画道路の変更」について.....	3
3	議第338号 「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	8
4	議第339号 「東部大阪都市計画区域区分の変更」について 議第340号 「東部大阪都市計画用途地域の変更」について.....	10
5	議第341号 「南部大阪都市計画区域区分の変更」について.....	12
6	議第342号 「北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画 整理事業の施行規程の変更(第6回)及び事業計画の変更 (第5回)に対する意見書」について.....	15
7	「大阪都市計画区域マスタープランの改定」について.....	22

1 開会

午後2時開会

【司会】 お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成24年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます、総合計画課の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。資料は12点でございます。

1点目、配付資料一覧及び委員配席表

2点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則

3点目、議題及び付議案件一覧並びに委員・幹事名簿

4点目、資料1「議案書（その1）」

5点目、資料2「審議会資料（その1）」

6点目、資料3「議案書（その2）」

7点目、資料4「審議会資料（その2）」

8点目、資料5「平成24年度第1回大阪府都市計画公聴会の公述人の意見
に対する考え方」

9点目、資料6「平成24年度第1回大阪府都市計画公聴会速記録」

10点目、資料7「南部大阪都市計画区域区分の変更(田尻町)に対する意見
書の要旨と大阪府の見解」

11点目、資料8「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計
画区域マスタープラン）の概要」

12点目、資料9「グランドデザイン・大阪」

以上でございます。

なお、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を議案ごとにまとめた補助資料もお手元に配布させていただいております。

漏れている資料は、ございませんでしょうか。

次に、本日は、現委員数31名の方々のうち23名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本

審議会の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会にあたりまして、都市整備部長の村上からご挨拶を申し上げます。

【都市整備部長】（村上毅君） 平成24年度第1回大阪府都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろから都市計画をはじめ、都市整備行政の推進に格別のご協力、ご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

大阪府都市整備部では、本年3月に都市インフラ政策の総合的な指針といたしまして、概ね30年先を見通しつつ、当面10年間を対象とした「大阪府都市整備中期計画（案）」を策定いたしました。本計画に基づきまして、建設事業の更なる選択と集中、維持管理の重点化、環境の保全や創出など、都市を経営するという視点で、インフラ政策のトータル・マネジメントに取り組んでおります。

さて、本日の報告案件とも関連いたしますが、この8月に、大阪府の将来像を示す「グランドデザイン・大阪」を策定いたしました。また、府市統合をはじめとする新たな大都市制度に向けた検討が進むなど、大阪の都市のありようが大きく変わろうとしております。

都市整備部といたしましても、このような動きに柔軟に対応しながら、引き続き大阪の成長や府民の安全・安心の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、ご専門の立場からご指導、ご支援を引き続きよろしくお願いいたします。

本日ご審議いただく案件は、「北部大阪都市計画道路の変更」など6件と、「大阪都市計画区域マスタープランの改定について」の1件の報告案件でございます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

だきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、前回の審議会開催以降、新たに当審議会委員にご就任されました方がおられますので、新委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

はじめに、府議会議員の委員の方々をご紹介いたします。久谷委員でございます。

【久谷委員】 久谷です。よろしくお願いいたします。

【司会】 奥野委員でございます。

【奥野委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 宮本委員でございます。

【宮本委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 奥田委員でございます。

【奥田委員】 奥田康司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 柴谷委員でございます。

【柴谷委員】 柴谷でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 なお、三浦委員、北川委員におかれましては、昨年度から引き続きご就任いただいております。

続きまして、大阪市会議長の辻委員でございます。

【辻委員】 辻でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 ご紹介は以上でございます。それでは、岡田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。岡田会長、よろしくお願いいたします。

2 議第337号「北部大阪都市計画道路の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） 本審議会の会長を務めております岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様におかれましては、本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、ただ今から、平成24年度第1回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、ご審議いただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいた

しました議案書のとおり、「北部大阪都市計画道路の変更」を含みます6議案でございます。最初にご審議いただきますのは、議第337号です。

その内容について、幹事に説明をさせます。

【幹事】（川上隆君） 大阪府総合計画課長の川上です。よろしくお願いたします。議第337号「北部大阪都市計画道路の変更」と議第338号「東部大阪都市計画道路の変更」は「都市計画道路の見直し」に伴う変更案件でございます。

スクリーンをご覧ください。

まず、都市計画道路の見直しにつきましては、昨年3月に策定いたしました「都市計画道路見直しの基本方針」に基づき、路線ごとに評価を行っていますので、その方針について、簡単に、ご説明いたします。

見直しの背景といたしまして、本格的な人口減少社会の到来による将来の交通需要の減少及び公共投資の制約による都市基盤施設のより一層効率的な整備、維持に関するマネジメントの必要性が高まっています。

また、戦後復興期や高度経済成長期に数多く都市計画決定されたことから、成熟型社会の到来を迎えた今日とは、時代背景が大きく異なり、既にその意義を失っているものが多くあります。また、これらの都市計画道路には、幅員等において、現在の道路規格に適合しないものもあります。

このため、時代に適合し今後も必要な都市計画道路とそうでないものを仕分けし、整備の必要性を判断することにより、行政責任を明確にするとともに、権利制限を解除していくものであります。

具体的な見直しの流れといたしましては、基本方針に基づくフローにより各路線の評価を行うこととしております。

その中で、既に事業に着手している路線は「存続」させるものとし、未着手のものについては、必要性の評価を行います。

交通処理機能の必要性が高いものは、実現性の評価へ移行し、必要性が低いものは、市街化区域内に存するか否かで評価を分けることとしております。

今後は、原則市街化区域の拡大を抑制する方針であるため、市街化調整区域内のものは、廃止候補としておりますが、市街化区域内のものは、交通安全や防災、市街地形成、環境形成の4つの機能について評価を行った上で、必要性

が低いものは廃止候補とし、必要性が高いものは事業の実現性を評価します。

概ね30年以内に事業着手できるものは、事業の実現性が高いと評価し存続候補といたしますが、実現性が低いものは、交通安全機能や防災機能について再検討し、その必要性が著しく高い場合は存続候補とし、著しく高くない場合は廃止候補としております。

以上が「都市計画道路見直しの基本方針」の概要であります。

なお、見直しのスケジュールにつきましては、昨年度から平成25年度までの3年間の都市計画審議会でご審議していただく予定であり、今回は第2回目でございます。

それでは、議第337号「北部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。議案書（その1）1～3ページ、資料（その1）1～3ページをご覧ください。

本案件は、島本町域における都市計画道路島本中央線ほか1路線の見直しに関するものでございます。

まず、都市計画道路島本中央線は、高槻市界から国道171号までの延長約2,460メートル、幅員12メートル、2車線で昭和37年に計画された路線でございます。

本路線は、府道西京高槻線と町道に一部重複し、平成22年の道路交通センサスの交通量は、一日当たり約3,300台で、現状で大きな混雑はなく、現状の交通容量に照らしても問題なく、また、平成17年の交通量と比較いたしましても、約8パーセント減少していることから、交通処理機能としては、将来交通量の減少傾向を考慮し、現道での交通処理が可能と考えられ、その必要性は低いものと評価しております。

本路線が、府道や町道と重複する区間については、都市計画上の2車線が既に確保されており、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、今後、都市計画事業により拡幅することもないため事業の実現性が低く、また、新たに整備が必要となる区間についても、既に住宅地が形成されているため、市街地形成機能の必要性は低いものと考えております。このため、本路線については、全線廃止としております。

以上をフローに従って評価いたしますと、交通処理機能は、将来的にも交通

量は増加せず、現道で交通処理が可能であり、その必要性が低く、全線、市街化区域に位置しているため、市街地形成機能等の諸機能について評価した結果、一部、歩道未整備区間があるため交通安全機能の必要性はあるものの、30年以内に都市計画事業として着手見込みがないことから、事業の実現性は低いと評価しております。

このため、交通安全機能について再検討した結果、都市計画の必要性は著しく高くないと評価し、延長約2,460メートルの全線について廃止するものでございます。

次に、都市計画道路清水木半坂線は、島本町江川一丁目から東大寺二丁目までの延長約1,250メートル、幅員12メートル、2車線で昭和37年に計画された路線であります。

本路線は、府道柳谷島本線と一部重複し、平成17年と22年の道路交通センサスにおける交通量は、ともに一日当たり約1,700台で、現状の交通容量に照らしても、交通処理機能の必要性は低いものと評価しております。

また、本路線も、府道と重複する区間については、都市計画上の2車線が既に確保されており、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、今後、都市計画事業により拡幅することもないため事業の実現性が低く、また、新たに整備が必要となる区間についても既に住宅地が形成されているため、市街地形成機能の必要性は低いものと考えております。このため、本路線についても全線廃止としております。

以上をフローに従って評価いたしますと、交通処理機能は、現道で交通処理が可能でありその必要性が低く、全線、市街化区域に位置しているため、市街地形成機能等の諸機能について評価した結果、一部、歩道未整備区間があるため交通安全機能の必要性はあるものの、30年以内に都市計画事業として着手する見込みがないことから事業の実現性は低いと評価しております。このため、交通安全機能について再検討した結果、都市計画の必要性は著しく高くないと評価し、延長約1,250メートルの全線について廃止するものでございます。

この案件につきまして、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。

また、本年8月27日に公聴会を開催し、1名の公述がありました。

さらに本年9月25日から10月9日までの2週間、都市計画法17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

公聴会における公述の要旨につきましては、お配りしております「資料5」に記載しております。

公述の要旨は、次のとおりです。

1点目として、本変更について、基本的に賛成であるというものです。

その理由として、名神高速道路や国道171号が渋滞すると、西京高槻線に通過交通が流入してきて麻痺状態に近いことが度々あり、本都市計画道路が整備されると、現状以上に住宅地に通過交通が流入することが想定されるということですが、

2点目として、既存の西京高槻線や柳谷島本線は、道路幅員が非常に狭く歩道整備が一部にとどまるなど、安全な空間であるとはとても言えない。全区間歩道整備は困難だと考えているが、特に危険な場所や学校周辺などについては改善が必要である。

府道柳谷島本線のJR交差部は、JR東海道線を挟んで四差路となっており、堤防道路から非常に急なカーブであり、かつ急な勾配で下って合流しているにもかかわらず、歩道が前後で途切れ、児童の滞留スペースも少なく非常に危険な状態である。

また、幅員も狭く交互通行になっており、大型車や消防車などは、若山台の方を2キロメートル以上の大幅な迂回を強いられている。また、島本町には、東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線以外、大型車がJRを挟んで川側から山側へ行ける道路がない状況であり、代替機能が確保されているとは言えない。

また、本件箇所を個別に改良する場合、JR東海道本線の架道橋や水無瀬川橋梁も含めて改修する必要があると考えられ、大規模な事業になるため、町単独では不可能であり、府が責任を持ってやっていただきたい。

このような箇所では、単に都市計画を廃止するだけではなく、必要な代替整備の計画を策定した上で廃止していただきたい、という意見でございます。

これらに対する大阪府の見解は、今後の人口減少に伴う社会情勢の変化を踏まえ、平成23年3月に策定した「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき評価を行ったところ、将来的に交通量の増加が見込めないものの、交通安

全機能の必要性はあると考えています。

しかしながら、既に沿道に住宅が建ち並び、水無瀬川を横断する大規模構造物等により事業費が膨大となることなどから実現性が低いと評価し、廃止するものであります。

ご指摘の現道の歩道未整備区間への対応につきましては、道路管理者として地元、島本町と現道対策について調整してまいりたいと考えております。

また、市街地内の通過交通を解消するため、国道171号の機能強化に向けて、引き続き国と協議を行ってまいります。

なお、島本町域のJR東海道線を挟んだ山側と国道171号を結ぶ交通処理については、将来的に交通量の増加が見込めないことから、現道の府道柳谷島本線(府道734号)と町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線(水無瀬鶴ヶ池線)で対応するものと考えており、JR東海道線の架道橋や水無瀬川橋梁を含めた大規模な改修の予定はございません。

以上が、公聴会での公述及びそれに対する大阪府の見解でございます。

説明は以上です。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特にご質問がないようですので、それでは表決に入ります。

議第337号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。それでは次にご審議いただきますのは、議第338号です。その内容について、幹事に説明をさせます。

3 議第338号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事】（川上隆君） それでは、議第338号「東部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。議案書の5ページ、資料の5ページをご覧ください。

本案件は、四條畷市域における都市計画道路忍ヶ丘駅前中津川線の見直しに

関するものでございます。

都市計画道路忍ヶ丘駅前中津川線は、JR片町線の忍ヶ丘駅から大東市界までの延長約1,640メートル、幅員12メートル、車線数2車線で昭和39年に計画された路線であり、JR忍ヶ丘駅から国道163号までの区間は、既に整備されておりますが、国道163号から大東市界までの延長約760メートルの区間は未整備となっております。

この未整備区間においては、2車線の旧国道170号が並行し、平成22年の道路交通センサスにおける交通量は、一日当たり約8,300台で、現状で大きな混雑はなく、現状の交通容量に照らしても問題なく、また、平成17年と交通量を比較しても約30パーセントの減少となっております。

交通処理機能といたしましては、今後の将来交通量の減少傾向を考慮し、現道での交通処理が可能と考えられ、その必要性が低く、また、本区間は市街化区域に位置しており、周辺は既に住宅地が形成されているため、市街地形成機能の必要性も低いことから、国道163号から大東市界までの区間は廃止としております。

以上をフローに従って評価いたしますと、交通処理機能は、現道で交通処理が可能であり、その必要性は低く、全区間が市街化区域に位置しているため、市街地形成機能等の諸機能について評価した結果、その必要性が低いことから、廃止としております。

これにより、忍ヶ丘駅前中津川線の変更内容については、計画延長を約1,640メートルから約880メートルに変更し、名称を忍ヶ丘駅前清瀧線に変更するものであります。

この案件につきまして、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。

また、公聴会での公述の申出及び案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上です。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特にご質問がないようですので、表決に入ります。

議第338号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。次にご審議いただきますのは、議第339号及び340号です。この2つの議案につきましては、相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

4 議第339号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第340号「東部大阪都市計画用途地域の変更」について

【幹事】（川上隆君） 議第339号「東部大阪都市計画区域区分の変更」及び議第340号「東部大阪都市計画用途地域の変更」は、相互に関連がございますので、一括して説明いたします。議案書の9ページから15ページ、資料の9ページから13ページでございます。

今回、区域区分及び用途地域を変更しようとする、「楠葉中之芝地区」は、枚方市北部の市街化調整区域に位置します。

枚方市の「都市計画マスタープラン」において、本地区は幕末の砲台跡である楠葉台場跡の歴史文化遺産を保全するとともに、土地区画整理事業により計画的な市街地の整備を図るものとしております。

本地区は、平成22年度にご審議いただきました府下一斉の区域区分の見直し時点において、市街化区域に編入する熟度には達していなかったことから、計画的な市街地整備の実施が確実となった段階で、市街化区域への編入が可能となる「保留フレーム」を設定いたしました。

その後、本地区は地元において協議・検討が重ねられ、このたび、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施について合意形成が図られ、また、関係機関との協議・調整についても整いましたことから、約11ヘクタールの区域を市街化区域に編入するとともに、用途地域を指定しようとするものです。

本地区では、土地区画整理事業により、区画道路や下水道、公園・緑地を計画的に配置し、低層住宅地を中心としながら、共同住宅や店舗等についても適

切な立地誘導を行い、良好な市街地形成を図る計画となっております。

このため、用途地域については、新たに市街化区域に編入しようとする区域のうち、幹線道路である橋本南山線の沿道25メートルの区域にあたる商業・業務地区1につきましては、「近隣商業地域 容積率300パーセント 建ぺい率80パーセント」を、区域北西部の商業・業務地区2及び3につきましては、「第二種住居地域 容積率200パーセント 建ぺい率60パーセント」を、区域南部の住宅地区、史跡公園等につきましては、「第一種中高層住居専用地域 容積率200パーセント 建ぺい率60パーセント」を指定しようとするものでございます。

また、本審議会の審議案件ではございませんが、11月2日に開催されました枚方市都市計画審議会において、土地区画整理事業の決定、地区計画の決定、高度地区の変更及び防火・準防火地域の変更が承認済みでございます。

なお、都市計画の案の作成にあたり、平成23年12月に公述人を募集いたしました但、公述の申出はございませんでした。

また、平成24年3月26日から2週間、案の縦覧を行いました但、意見書の提出はございませんでした。

説明は、以上です。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特にご質問がないようですので、表決に入りたいと思います。

まず、この2つの議案につきまして、一括して表決を行うことにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それではご異議がないようですので、この2つの議案については、一括して表決を行います。

議第339号及び議第340号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。それでは、次にご審議いただきますのは、議第341号です。その内

容につきまして幹事に説明をさせます。

5 議第341号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事】（川上隆君） 議第341号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について、ご説明いたします。議案書の17ページから19ページ、資料の15ページから17ページをご覧ください。

今回、区域区分の変更を行おうとする区域は、田尻町域に位置する関西国際空港の2期島LCCターミナル地区です。

関西国際空港は、平成6年9月に開港し、その後、平成7年12月に2期事業に着手し、平成17年10月に第2滑走路の埋立が完了、その後、滑走路や誘導路などの工事に着手し、平成19年8月に第2滑走路が供用されました。

また、2期島国際貨物地区は、平成19年3月に埋立が完了し、平成21年4月に駐機場が供用を開始しております。

今回の区域区分の変更は、平成22年度に2期島国際貨物地区の区域区分を変更した時と同様、1期島の区域区分の考え方にに基づき行うため、初めに、1期島で決定した区域区分の基本的な考え方についてご説明いたします。

1期島の区域区分は、平成6年9月の開港とほぼ同時期に、大阪府都市計画地方審議会の承認をいただき、決定しており、1期島では、旅客ターミナル地区、国際貨物地区、国内貨物地区、駐機場地区などは市街化区域に、滑走路、誘導路を市街化調整区域に区分しています。

その理由は、大阪府では、昭和45年の区域区分の当初決定時から、土地利用を図ることを目的に、公有水面埋立法に基づく事業実施中の区域及び事業が完了した区域は、市街化区域に指定してきたことにあります。

そのため、関西国際空港は、全域埋立により造られた施設であり、全域、市街化区域とするところがございますが、陸地から約5キロメートル沖合に造られた海上空港であることや、他に同様の事例もなかったことから、唯一の地権者でございます関西国際空港株式会社や関係する地元2市1町と協議を重ね、その意見も参考にし、新たに、関西国際空港の区域区分の考え方を整理し、旅客ターミナル地区、国際貨物地区、国内貨物地区、駐機場地区などは市街化区

域に、滑走路、誘導路を市街化調整区域に区分しました。

この考え方に基つきまして、平成22年度には、国際貨物地区の区域区分を変更しております。

次に、今回、区域区分の変更を行おうとする地区について、ご説明いたします。

本地区は、平成22年度に本審議会でご審議いただきました第6回の区域区分の一斉見直し時点において、土地利用が定まっていなかったため、土地利用が確実となった時点で、随時に市街化区域へ編入する区域と決めました。

その後、LCCの進出が決定し、LCC専用施設が完成したことから、1期島において決定した区域区分の考え方を踏襲し、都市活動が行われる地区であるターミナル等を市街化区域に編入、それ以外の滑走路、誘導路などは市街化調整区域とするものです。

なお、市街化区域編入面積は約36ヘクタールです。

また、本審議会の審議案件ではございませんが、町決定の関連案件といたしまして、本地区の用途地域として容積率200パーセント、建ぺい率60パーセントの準工業地域の指定が、田尻町都市計画審議会において承認されております。

今回、ご審議いただいております区域区分の変更案の作成にあたり、平成23年12月に公述人の募集をしておりましたが、公述の申出はございませんでした。

また、平成24年6月1日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、1通の意見書が提出されました。

意見書の主な内容といたしましては、次の2点です。

まず1点目として、『関西国際空港は航空法により駐機場は一般の人の立入りが厳しく制限されていることから、駐機場が市街化することはない。

したがって、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に編入しようとすることは、都市計画法の区域区分制度の目的・意義に照らして矛盾する。

また、内陸部は「市街地の形成」を要件としているのにもかかわらず、関空島のみ「都市活動の有無」を市街化区域編入の要件としていることは、公平な

裁量に欠けている。

駐機場の機能や制限、運用実態からも駐機場が「都市活動」の場とみなされることは、依然として理解し難い』というご意見です。

これに対します大阪府の見解は、先ほど、ご説明いたしましたとおり、大阪府では、公有水面埋立法に基づく事業区域は、市街化区域に指定しております。

そのため、関西国際空港は、全域、市街化区域とするところですが、他に同様の事例もなかったことから、地権者や関係する地元市町と協議を重ね、新たに、関西国際空港の区域区分の考え方を整理いたしました。

2期島におきましても、1期島の区域区分の考え方同様、駐機場地区は旅客の乗降、貨物の積卸し、給油及び機体整備といった都市活動が行われることから市街化区域へ編入することが適切と考えております。

特に関空島のみ都市活動の有無を市街化区域編入の要件としているわけではないため、参考までに他の空港における区域区分についてもご説明いたします。

伊丹空港は全域、市街化区域であり、羽田空港は施設の拡張に伴い沖合い展開した区域も含め、全域、市街化区域です。

また、成田空港は全域、市街化調整区域であり、中部国際空港、神戸空港は、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

このように、空港毎に区域区分は異なっており、大阪府では、平成22年度の2期島の国際貨物地区の区域区分についても1期島と同様の考え方で実施しています。これらを踏まえ、今回の地区について、区域区分を決定していきます。

2点目として、『線引きは本来、「地元市町の意向」に依って左右されるべきものではなく、制度の趣旨に則り公平に判断されるもので、どのような「地元市町の意向」が示され、それを法の趣旨に基づいてどのように判断されたのかについても、明確な説明がなされていない』というご意見です。

都市計画法18条には、区域区分等の都道府県の都市計画を決定する際は、関係市町村の意見を聴き、国と協議の上、同意を得て、決定することとなっております。

今回の案件でも、関係市町村である田尻町に意見照会を行い、異議なしとの回答を得ております。

また、田尻町では去る10月10日に田尻町都市計画審議会を開催し、既に線引きに伴う用途地域の指定について承認されております。

説明は、以上です。

【会長】（岡田憲夫君） ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特にご質問がないようですので、それでは表決に入ります。

議第341号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。それでは、次にご審議いただきますのは、議第342号です。その内容について、幹事に説明をさせます。

6 議第342号「北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の（第6回）施行規程の変更及び（第5回）事業計画の変更に対する意見書」について

【幹事】（磯崎弘治君） 大阪府におきまして、土地区画整理事業を所管しております市街地整備課長の磯崎でございます。よろしくお願いいたします。それでは、私のほうから、議第342号「北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業」の、第6回施行規程の変更及び第5回事業計画の変更に対する意見書について、説明させていただきます。

お手元の「資料3 議案書（その2）」、「資料4 審議会資料（その2）」をご覧ください。

本案件は、独立行政法人都市再生機構が施行する特定土地区画整理事業の施行規程及び事業計画変更に対して、土地区画整理法第71条の3に基づき、利害関係者から提出された意見書について、国土交通大臣が、その意見書を採択すべきであるかを審査するにあたり、大阪府都市計画審議会の意見を求めるものでございます。

それでは、事業計画及び施行規程の変更の概要並びに経過について、ご説明いたします。

事業計画書は「資料4 審議会資料（その2）」の3ページから98ページ

にかけて、施行規程は99ページから117ページにかけて添付しております。

「国際文化公園都市地区」は、茨木市の北西部及び箕面市の東部に位置し、西部工区、中部工区、東部工区の3工区からなり、地区内には、大阪モノレール彩都線の「彩都西駅」があり、地区から南方約1キロメートルに、国道171号が東西に通っております。

本事業は、北大阪地域の拠点として、国際交流、学術文化、研究開発機能を備えた新市街地の形成と良好な居住性能及び居住環境を有する住宅・宅地の供給を行うことを目的に、平成4年5月に都市計画決定され、「面積」約742.6ヘクタール、「計画人口」約5万人として、独立行政法人都市再生機構を施行者とし、平成6年9月に建設大臣の事業計画認可がなされ、事業が進められております。

平成16年4月には、西部工区の一部のまちびらきが行われ、平成24年9月現在で、約3,300世帯、約9,700人の方々が住んでおられます。

今回の第5回事業計画変更の主な内容としましては、「東部工区の区域除外」、「事業期間の延伸」、「資金計画の変更」の3点となっております。

それでは、変更内容について具体的にご説明いたします。

まず、1点目として、「東部工区の区域除外」についてですが、主な変更内容としては、都市再生機構が、事業区域のうち東部工区の施行主体となることが困難となったため、東部工区の事業計画を廃止するものでございます。東部工区の区域除外に伴い、地区面積は、742.6ヘクタールから375.1ヘクタールに、計画人口は約5万人から約2万人に変更になります。

2点目として「事業期間の延伸」については、現在の西部工区、中部工区の進捗状況から、事業期間を平成25年3月31日から平成31年3月31日まで延伸するものでございます。

3点目として「資金計画の変更」については、資金計画書に定める歳出、いわゆる事業費を東部工区の区域除外に伴う造成計画の縮小等により、約2,782億円から約1,488億円に変更し、歳入は、公共施設管理者負担金等について、約68億円から約41億円に、保留地処分金を含む都市再生機構負担金について、約2,589億円から約1,322億円に変更しております。

続きまして、施行規程の変更内容について、ご説明いたします。

今回の変更内容は、事業計画における東部工区の区域除外に伴い、施行地区を2工区に変更し、施行面積の減少に伴い、審議会の委員数を変更するものでございます。

今回、都市再生機構は、6月29日に認可申請を行い、申請を受けた国土交通大臣は、変更する施行規程及び事業計画を7月24日から8月6日まで縦覧し、大阪府において8月20日まで意見書を受け付けたところ、利害関係者3名から意見書が提出されました。

それでは、提出された意見書の概要についてご説明いたします。

意見書の写しを「資料3 議案書（その2）」の4ページから6ページに、添付しております。

また、意見書の要旨及びそれについての施行者の見解を「資料4 審議会資料（その2）」の1ページに添付しておりますので、ご覧ください。

意見書①、②の内容は重複しており、その要旨といたしましては次の2点でございます。

まず、1点目は「都市再生機構が事業区域から東部地区を除外することは、これまで他の事業関係者と共に彩都のまちづくりに尽力してきた経緯からみて、容易には受け入れ難く、由々しき事態であると思料する。」というものでございます。

2点目は、「東部地区が事業区域から除外された場合であっても、都市再生機構は、これまで地権者に対して説明されたとおり、本事業の施行者としてのこれまでの立場・経緯を踏まえ、新たな事業協力者探しや地権者の合意形成、並びに関連公共事業との調整など、東部地区の事業化に向けて然るべき役割を果たされるよう、切に要望する。

また、都市再生機構には、西部・中部地区の換地処分が完了する見込みである2013年度末以降も、その然るべき役割を継続して果たすべく、組織内に彩都事業の推進体制を維持・確保して戴くよう、併せてお願いする。」というものでございます。

意見書③の要旨といたしましては次の2点でございます。

まず、1点目は、「これまで関係者とともに、彩都のまちづくりに取り組ん

できた経緯を考えると、東部地区の区域除外の計画変更は、彩都事業全体の根幹を揺るがす重大な方針変更と重く受け止めており、今後の東部地区の代替案が確実に実施されるべく関係者が最大の努力を傾注していくべき事態と考えている。」というものでございます。

2点目は、「都市再生機構は東部地区においては土地所有者の一員となることから、地権者説明時にもあるようにリーダーシップを発揮して、今回の処置に拘らず本来の果たすべき責任を全うするよう強く要望する。」というものでございます。

これらの意見書につきましては、本審議会にてご審議いただき、意見をいただくこととなりますが、円滑にご審議いただくために、この意見書に対する施行者からの見解を伺っております。

施行者の見解は、「資料4 審議会資料（その2）」の1ページのとおりでございます。

私からの説明は、以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） 本議案では、ただ今、幹事が説明しましたように、国際文化公園都市特定土地区画整理事業につきまして、都市再生機構が策定し、国土交通大臣が縦覧に供した施行規程及び事業計画に対し、意見書が3通提出されています。

審議会といたしましては、3通の意見書につきまして、施行規程の変更案及び事業計画の変更案に反映させる必要があるかどうか等を含めて、国土交通大臣に送付する審議会の意見について、ご審議いただくことになっております。

それでは、ご意見、ご質問等をお伺いする前に、本議案に関する専門委員としてご出席いただいている都市再生機構の瀬渡委員から施行者の見解について、ご説明願います。

【瀬渡専門委員】 お世話になります。都市再生機構のニュータウン業務部長をしています、瀬渡でございます。今説明がありましたように資料4の1ページ目に施行者見解を書かせていただいておりますが、少し細かいものでございますので、拡大して前のほうに示させていただきます。それでは、述べさせていただきます。

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」と略称させていただきたいと思

ます。)のニュータウン事業については、平成18年3月に国土交通大臣が定めた機構の中期目標において、平成25年度(2013年度)までに工事を完了し、平成30年度までに宅地処分を完了することとされ、これを受けて機構の中期計画にも同様に定め、これに向けた取組を進めております。

彩都東部地区(以下「東部地区」と略称させていただきたいと思っております。))については、機構が開催した事業評価監視委員会において意見をいただいております。「今後の手続き等の事業行程を考慮すると、平成25年度までに東部の工事完了は見込めない。」、「西部及び中部において、今後大量の用地を販売することから、東部で今後事業を実施しても平成30年度までに用地処分の完了は見込めない。」、以上のことから、機構が東部の施行主体となることは困難であり、東部を除外した上で彩都事業を継続することとしております。

機構としては、東部の地域ポテンシャルは高く、まちづくりの意義が失われているものではなく、関係者の合意形成のもと、新しいまちづくりが行われるべきであるものと認識しており、これまでも「事業見直し検討素案」の策定及び事業協力者ヒアリング、地権者への意向把握等の新しいまちづくりに向けて、必要となる検討や取組を行ってまいりました。

現在、彩都建設推進協議会を事務局として、機構・行政・主な大規模地権者をメンバーとしまして「東部地区検討会」を発足し、東部の新たなまちづくりに向けて検討中であり、平成24年6月に開催された事業評価監視委員会においても「除外する東部については、立地特性を踏まえた土地利用のあり方について十分に検討が行われるよう、機構として引き続き積極的な技術支援に取り込むべきである。」との意見が出されたこと及びこれまでの立場・経緯を踏まえて、施行区域が除外された後も、機構は引き続き、新たな事業協力者探しや地権者の合意形成並びに関連公共事業との調整など、可能な限り東部の新しいまちづくりの実現に向けて、然るべき役割を果たすべく、積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、本議案につきまして、ご意見・ご質問等は、ございませんでしょうか。増田委員、どうぞ。

【増田委員】 直接関係ないかもしれませんが、少し確認をしたいことがございます。

まず、事業計画を変更した後の都市計画の状況ですが、基本的には市街化区域で、かつ、完成が想定されていた用途地域がそのまま残るという理解で良いのかどうか。各種の都市計画ですね。決定されている街路、公園、それと用途地域、これらが残るのかどうかということの確認が1点です。

それが残った場合に、事業変更した後、個別開発が起こる危険性はないのかどうか、それに対してどういう対応の仕方が考えられるのかという点をお聞きします。

【会長】（岡田憲夫君） はい。それでは、事務局から見解をお願いしたいと思います。

【幹事】（川上隆君） 事業計画が変更されて、区画整理事業の区域としては、西部地区、中部地区になった後の東部地区の都市計画はそのままかというご質問だと思います。

今回はあくまで事業の縮小ということなので、都市計画としては用途地域も含めて、例えば公園などの都市計画を含めても、そのまま都市計画が残ります。

ただし、先程、UR都市機構の専門委員からご説明があったように、現在、機構、府、それから茨木市、主な大規模地権者をメンバーとして、東部地区の新たなまちづくりを検討中ということでございます。

また、事業協力者探しや地権者の合意形成も行って、新たなまちづくりの実現に向けて積極的に取り組むということでございますので、この検討会の検討状況であったり、地権者の意向を踏まえながら、適切な時期に必要な都市計画の見直しが行われるものと考えております。

2点目の乱開発といいますか、開発が行われるのではないかという質問でございますが、基本的には都市計画が残りますので、都市計画法等による建築制限により一定の規制は可能でございますが、事業認可を取っている状況と比べますと、物が建てやすくなるという状況はございます。

それにつきましては、UR都市機構から地権者に対しまして、新たなまちづくりの取組状況等について広報紙「東部だより」というものを出しているように聞いております。そのほか、説明会を通じて対話を継続していくことで、開発や建築行為が行われないよう理解を求めていくと聞いております。

なお、実際には区域のほとんどが非常に高低差の大きい林地等であって、道

路等の基盤施設も限られておりますので、実態としては開発が起こりにくい状況と認識しております。

【会長】（岡田憲夫君） 増田委員、どうぞ。

【増田委員】 人口減少社会で、都市の縮退ということが起こるという状況の中で、こういう事が出てくるということが想定されますので、少しご質問させていただきました。最後に、ご回答いただきましたように、再生機構も然るべき役割を果たすという形で、乱開発や個別開発に対してきっちりと抑制できるような地権者等への説明を果たしていただいて、事業といえますか、然るべきまちづくりが進行することを期待したいと思います。これは意見でございます。

【会長】（岡田憲夫君） ありがとうございます。その他、何かご意見等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今、増田委員からご発言があったわけですが、審議会の意見として知事に回答することを求めるものではないが、この場でやり取りがあったことを含めて、確認をいただいたという理解で、増田委員、よろしいでしょうか。

【増田委員】 はい。

【会長】（岡田憲夫君） はい。ありがとうございます。それでは、事業計画の変更等に関して意見書が提出されているわけですが、本審議会の意見としては、意見書についてはいずれも施行規程の変更案及び事業計画の変更案に反映させる必要がない旨、知事に回答することにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） はい。それではご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。以上で本日の審議は終了いたしました。本日も審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続きを進めさせていただきます。

引き続きまして大阪都市計画区域マスタープランの改定につきまして幹事から報告があります。

7 「大阪都市計画区域マスタープランの改定」について

【幹事】（川上隆君） それでは、報告案件でございますが、2月に本審議会の付議を予定いたしております、大阪市内を区域とする「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる大阪都市計画区域マスタープランの改定について、事前にポイントをご説明いたします。前の画面と合わせまして資料8をご覧ください。

大阪府は都市計画区域が、大阪、北部大阪、東部大阪、南部大阪の計4区域がありますが、北部、東部、南部大阪の各都市計画区域マスタープランにつきましても、平成22年度第3回の本審議会でご審議いただき、平成23年3月に都市計画決定したところでございます。

今年6月に2050年を目標とする大都市・大阪の将来像を示した「グランドデザイン・大阪」が府・市共同で策定されることとなったため、この計画と整合を図った上で、大阪都市計画区域マスタープランを策定することといたしまして、次回の2月本審議会で審議をお願いしようと考えております。

それでは、大阪都市計画区域マスタープランの内容についてご説明いたします。

本マスタープランは、平成32年（2020年）を目標年次といたしまして、都市計画の方針を定めるものです。大阪府や市が定める都市計画は、本マスタープランに即することになります。

また、「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」の答申と「大阪府国土利用計画（第四次）」に適合させ、本年6月に策定されました「グランドデザイン・大阪」と整合を図りながら、区域マスタープランの改定を行うものです。

本マスタープランは、5章構成としており、順次概要を説明いたします。

第1章では、本マスタープランにおける都市づくりの将来像を、大阪府国土利用計画（第四次）の土地利用の将来像である、「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで美しい大阪」、「安全・安心な大阪」とし、また、本マスタープランの都市づくりの基本方針も、「大阪府国土利用計画（第四次）」の土地利用の基本方針である、「国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成」、

「鉄道駅を中心とした集約・連携型都市構造の強化」、「みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり」、「災害に強い都市・地域づくりの推進」などとしております。

第2章では、「都市計画区域の特徴」として、人口、産業、土地利用、都市構造及び安全・安心の観点から、都市計画区域の状況を示しています。

本都市計画区域における今後10年間の人口予測は、約7万人の減少が見込まれています。加えて、15歳から64歳までの生産年齢人口が15万人減少すると予測されています。

次に、土地利用につきましては、ほぼ全域が市街化区域であり、農地や森林がほとんど存在せず、市街化調整区域は河川敷や埋立地の一部に存在するのみとなっています。

また、社会経済情勢の変化等により、工業用地が減少しており、大阪経済の活力の低下が懸念される状況にあります。

本都市計画区域は、ほぼ全域が鉄道駅から半径1キロメートルの鉄道駅勢圏に、人口の大半が集中し、鉄道駅を中心とした人口分布となっています。

以上のような特徴を踏まえ、都市計画の方針を定めることとしています。

第3章では、「土地利用に関する方針」を示しています。

まず、区域区分については、ほぼ全域が市街化している状況から、土地利用の適正な規制と誘導を図るため、引き続き適用してまいります。

次に、用途地域の指定の方針についてですが、戦略的な土地利用の誘導として、概ねJR環状線に囲まれた都心地域及び新大阪駅周辺地域は、まちのにぎわいに資する既存機能の更新・高度化を進める、うめきたや咲洲等の都市再生緊急整備地域等に指定されている地域は、都市の活性化に資する商業・業務・文化機能の導入により、都市再生特別地区を活用し、土地の高度利用を図ることとしています。

望ましい土地利用への誘導としては、混合系用途地域は、土地利用転換の状況を考慮した上で、必要に応じて適切な用途地域の見直しを進めるなどとしています。

次に、都市防災に関する方針では、他の3区域の都市計画区域マスタープランを本審議会で承認いただいた後に発生いたしました東日本大震災を受け、今

回の区域マスタープランには、震災対策の項目を追加し、帰宅困難者対策の促進等を謳っております。

第4章では、「都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針」を示しています。

交通施設の整備に関する方針のうち、都市高速鉄道等については、公共交通を中心としたまちづくりを促進し、併せて、阪急京都線・千里線等の連続立体交差事業の推進、関西国際空港へのアクセス強化を図るための鉄道ネットワークの検討等を示しています。

道路につきましては、淀川左岸線延伸部等の具体化を進め、道路整備や交差点改良等による効率的なネットワークを形成するとともに、歩行者・自転車走行空間の確保に努め、歩道のバリアフリー化を進めます。

また、港湾については、阪神港の国際競争力を強化して、国際ハブ化を目指した取組を進め、大阪港、神戸港はもとより大阪湾諸港の港湾管理の一元化に向け、効率的な運営を行うこととしております。

次に、下水道整備の方針としては、本区域では99.9パーセントの普及率となっているため、今後は、合流式下水道の改善や施設の耐震化、浸水対策の促進を行うこととしております。

河川整備の方針は、人命を守ることを最優先するという基本的な理念に基づき、洪水が発生した場合、河川に洪水を閉じ込めるといった「防ぐ」施策だけでなく、河川氾濫等が発生した時に、府民が的確に避難行動が取れるといったような「逃げる」施策や、「凌ぐ」施策を強化することを示しています。

さらに、淀川や大和川のスーパー堤防については、まちづくり等複合的に効果のある事業中地区に限定されるよう国に働きかけることとしています。

次に、市街地開発事業の方針は、密集市街地の整備促進や、うめきたや阿倍野地域に代表される都市再生緊急整備地域における事業促進を図ること等としています。

次に、都市計画施設等の見直しの方針については、本区域では、既に都市計画道路の長期未着手路線の見直しを進めており、今年度に、一部を除き、完了の予定です。今後は、必要に応じて見直しを行います。

また、都市計画公園については、今後のあり方について検討し、見直しの考

え方をとりまとめ、速やかに見直し作業や手続きを進めていくこととしています。

次に、住宅・住宅地の方針は、住宅が適切に評価され、円滑に流通するよう、既存住宅市場、リフォーム市場の環境整備・活性化等への取組を実施し、住宅の耐震化を積極的に促進、密集市街地は、老朽木造住宅の建替え、避難路の確保、地域防災活動拠点となる広場の整備等を進めることとしています。

第5章では、「住みたい」、「訪れたい」と思える都市を目指し、都市の魅力を高め、都市再生、都市環境、みどり、都市景観について示します。

まず、都市再生に関する方針では、大阪駅周辺地域や大阪コスモスクエア駅周辺地域等の都市再生緊急整備地域における整備や、水の回廊と呼ばれる都心部のエリアを中心に、水と光の首都大阪の実現を目指します。

都市環境に関する方針は、低炭素・省エネルギー社会の実現のため、歩いて暮らせるまちづくりを促進し、環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化を促進します。

ヒートアイランド対策として、「みどりの軸」の形成や、民有地や公共施設の緑化等を促進することとしています。

また、みどりの充実を図るため、平成21年度に策定した「みどりの大阪推進計画」で、緑地を大阪府域面積の4割以上、市街化区域における緑被率20パーセントの確保を掲げており、本区域でも、この目標達成に貢献できるよう都市のみどりづくりを推進します。

最後に、都市景観に関する方針は、美しい都市景観を創出し、都市魅力を向上させるため、都市計画等による地域のルールづくりの促進や、無電柱化、みどり空間の充実、屋外広告物規制といった景観に関する施策を総合的に実施していくことが重要であるとしています。

以上が、本マスタープランの概要です。説明は、以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ただ今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等はありませんか。

ご意見等ないようですので、これをもちまして、平成24年度第1回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方には、議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午後 3 時 1 0 分閉会